シンガポール

目次

概要　・・・
代理人制度　・・・
特許制度　・・・
意匠制度　・・・
商標制度　・・・
模倣品対策　・・・

概要

２００８年１２月

主な加入条約　パリ条約、ＰＣＴ、ブタペスト条約、マドリッド協定議定書
公用語　英語
所管官庁　特許庁　Intellectual Property Office of Singapore (IPOS)
住所：　51 Bras Basah Road, #04.01 Plaza by the Park, Singapore 189554
TEL：　65 339 8616
FAX：　65 339 0252
ウエブサイト：　http://www. ipos.gov.sg/

代理人制度　　２００９年１２月

（１）代理人に必要な資格
特許：　Patent Agent　　商標＆意匠：　なし
（２）資格の取得の要件
（ａ）試験に合格する必要がある。
特許庁の元審査官が試験を受けずに資格取得できる制度はない。
試験科目：特許法、意匠法　商標法
（ｂ）特許：IP 分野における業務経験　　商標：　なし
（３）資格取得のために、特許庁、国立シンガポール大学等が開催する研修を受講する必要がある。
（４）代理人事務所の業務例：
出願（特許、意匠、商標、ドメインネーム、プラントバラエティ）
実施契約に関するコンサルティング、**侵害訴訟の代理**
・海外の顧客からの依頼を受ける場合に必要な特別な資格はない。
（５）利益相反行為に関する制限があり、**法文化されている。**
（６）国内の代理人協会について
Association of Singapore Patent Agents(ASPA)
商標及び意匠分野に関する協会はない。
特許庁の干渉はない。
代理人協会が事務所手数料を取り決めたりすることはない。
会員：Registered Patent Agent
Trainee agent
会員数：約５０人（２００９年１２月現在）
任意加入制（加入率：約**５０**％）
協会の連絡先：　**Telephone：+65 65574615,　Fax：+65 6221 9712**
Email address：　mail@aspa.org.sg
協会の活動内容：
IP 情報の会員への提供
法律または運用に関する特許庁との交渉

特　許　　２００９年１２月

１．一般

適用法令　特許法１９９５年改正

所管官庁　特許庁

保護の種類は、特許のみ

２．保護対象

（１）発明：　定義ある

新規性、進歩性、産業上の利用可能性

保護対象：　**物質、コンピュータープログラム及びビジネスメソッド**

（２）不特許事由

人体又は動物体の処置方法

３．登録要件

（１）産業上の利用可能性

人体又は動物の体に対する処置方法などは不可

（２）新規性

技術水準の一部を構成していないこと

（３）進歩性

判断**基準有り**

（４）発明の単一性

共通の特許性の特徴

４．出願手続

（１）出願人となり得る者

発明者、従業員、譲受人（承継人）

（２）必要書類

①　願書　　出願人の国籍、住所、氏名

発明者の情報については出願後１６月以内に提出

優先権主張の場合、第１国出願の国名、出願日及び出願番号

②　明細書　　実施可能要件有り

③　クレーム　　明細書に支持があり、明確かつ簡潔に記載されたもの

多項従属可能

④　図面（**必須ではない**）

⑤　要約書

⑥　優先権証明書　優先日から２８月までに提出、英語以外は英語への翻訳文が必要

（３）ＦＡＸ又は電子メールによる出願も可能。**公証等は不要。**

（４）出願言語は、外国語も可

（５）ＰＣＴ出願の国内移行期限

① 優先日から３０月（国内移行期限内に翻訳文の提出必要）

② 補正は原文範囲内で可能

③ なお、ＰＣＴ出願の場合、優先権証明書は優先日から３８月以内に提出

５．審査手続

（１）方式審査

① 方式要件を満たしている場合、その旨を出願人に通知

② 方式違反に対し補正命令を発し、３月（延長可）以内に補正可能

（２）実体審査

① 優先日から１６月以内にサーチ請求、２８月以内に調査報告書を提出して審査請求

② 優先日から２８月以内にサーチ及び審査の両方を請求

③ 優先日から２８月以内に対応出願の審査内容を添付して審査請求
などの方法がある。

④ 特許要件を満たしていない場合、拒絶理由を通知し、５月（延長不可）の補正期間を指定。**遠隔地居住者のための延長制度もなし**。

⑤ **オフィスアクションとして、理由通知書、サーチレポート等が発行される。**

⑥ **応答期間：**
＊５ケ月（延長不可）。遠隔地又は交通不便の地にある者でも延期不可。
＊審査官との面接が可能であるが、資格要件なし。

⑦ **不服申立制度なし。**

６．登録

（１）存続期間は出願日から２０年

（２）出願から登録までは通常**３～５年**

（３）特許の付与手数料は出願後５年以内に納付

（４）特許権の存続期間は５年間の延長可

７．その他

① 早期審査制度なし

② **外国語出願制度あり**

③ 出願公開制度（優先日から１８月）あり

④ 出願変更制度なし

⑤ 出願分割制度あり：　特許付与の条件が充足される前まで可能

⑥ 新規性喪失の例外の適用可能
国際博覧会展示や新聞への掲載の場合、**新規性喪失後６月以内に出願可能**

⑦ **国内優先制度、仮出願制度あり**

⑧　名義変更　　名義変更の認証謄本などが必要

⑨　**包括委任制度なし**

⑩　手続期間を徒過した場合に救済制度あり。

⑪　費用

＊出願から登録までにかかる費用は USD5000～。

意　匠

２００９年１２月

１．一般

・適用法令　意匠登録法

・所管官庁　特許庁 Intellectual Property Office of Singapore (IPOS)

・加入条約　**ヘーグ協定のジュネーブ(1999 年)法　TRIPS**

２．登録の対象

（１）定義　**「意匠」とは，工業上の方法により物品に適用された形状，輪郭，模様　又は装飾の特徴をいうが，次を含まない。**

(a) 構造の方法又は原理，又は

(b) 次の場合の物品の形状又は輪郭の特徴

(i) その物品が果たさなければならない機能によってのみ特定される場合

(ii) その物品が不可欠な部分を構成することを意匠の創作者が意図している別の物品の外観によって決められる場合，又は

(iii) その物品を別の物品に接続するか，別の物品の中，周り又はこれに対して配置することができるようにして，何れの物品もその機能を果たすことができるようにする場合

（２）部分意匠についての規定はない。

それのみで生産、販売できる部品は登録の対象となる。

（３）登録要件　・新規性のある意匠（世界主義を採用）

・機能による形態でないもの

・公序良俗に違反しない意匠

３．出願手続

（１）出願人となり得る者　　創作者または譲受人、雇用者（場合による）

（２）必要書類

①願書・創作者の氏名、出願人の氏名、名称、住所

・物品の名称とロカルノ分類

・優先権主張と最初の出願日、出願国名、出願番号

物品の説明は要求されない。

②図面　６面図又は写真(オリジナルの写真で 15cm×15cm 以内、カラー写真でも提出できる)　　３セット

見本、ひな形による出願はできない。

透視図は要求されない。

③新規性に関する供述書　（Statement of Novelty）

④委任状

⑤優先権書類と英語翻訳文（公証は不要）。

（３）意匠の単一性

・ロカルノ分類の細分類内の物品に係る意匠で単一性のある意匠、組物（カップとソーサ等）は一意匠として出願可能。

・動的意匠等におけるバリエーションは一意匠で出願できない。

（４）新規性喪失の例外

意匠登録法**第８条**の場合は新規性喪失の例外となる。

第８条 秘密の開示等に関する規定

(1) 次の理由のみでは，当該意匠の登録出願が拒絶されることはなく，また，当該意匠の登録が取り消されることはない。

(a) 所有者による第三者に対する意匠の開示で，その第三者による意匠の使用又は公表が善意に反するとされるような状況でなされるもの

(b) 意匠の所有者以外の第三者により善意に反してなされた意匠の開示

(c) 登録することを意図した新規の又は独創的な織物の意匠の場合は，その意匠を付した商品に対する最初の秘密の注文の受領，又は

(d) 所有者による政府省庁若しくは庁への，又は政府省庁若しくは庁により意匠の価値を検討する権限を与えられた者への意匠の伝達，又はその伝達の結果なされた事項

(2) 次の理由のみでは，当該意匠の登録出願が拒絶されることはなく，また，当該意匠の登録が取り消されることはない。

(a) 意匠の表現又は意匠が適用された物品が，意匠の所有者の同意を得て，公式の国際博覧会で展示されたこと

(b) (a)に言及する当該展示後に及び博覧会の期間中に，意匠の表現又は意匠が適用された物品が，所有者の同意を得ずに，何人かによって展示されたこと，又は

(c) (a)に言及する当該展示の結果，意匠の表現が公表されたこと

ただし，当該意匠の登録出願が，博覧会開会後６月以内になされたことを条件とする。

(3) 本条において，「公式の国際博覧会」とは，公式の又は公式に認められた国際博覧会で，1928年11月22日にパリで署名された国際博覧会条約の用語，及び随時改正又は修正される同条約の議定書に該当するものを意味する。

４．審査

（１）方式審査のみ行い、実体審査は行わない。

但し特許庁が明らかに不登録事由に該当すると判断した場合は拒絶される。

（２）補正の時期と内容

方式補正指令発行後、２ヶ月以内に瑕疵が解消しないと拒絶になる。

若しくは、登録料納付前まで自発補正可。

（３）拒絶理由通知に対する応答期間は４月。

（４）拒絶査定に対し２８日以内に高裁に不服申立可。

５．登録

（１）出願から登録までは通常３～６ヶ月。

（２）存続期間は登録日から５年。

５年毎に２回更新できるため最長１５年間の存続期間。

（３）登録公報が発行される。

６．権利範囲

権利は類似範囲にまで及ぶ。類似基準を示すようなローカルケースはない。

ライセンス契約を締結すると特許庁への登録が求められるが強制ではない。

7．その他

（１）秘密意匠制度**あり。秘密の期間は６月**。

（２）英語での登録意匠のデータベースにインターネットを通してアクセスできる。

（３）拒絶査定に対する高裁への審決取り消し訴訟可。審決から２８日以内に提起。

商　標

２００４年１２月

１．一般

適用法令　　商標法

所管官庁　特許庁 Intellectual Property Office of Singapore (IPOS)

加入条約　　パリ条約、マドリッド協定議定書

（１）使用

登録主義、先願主義

出願時は使用意思で足りる。

登録後は後述の不使用取消審判制度がある。

（２）商品分類

・国際分類第８版を採用する。

商品、役務の類似範囲に関するガイドラインはない。

・多区分出願可能。

・「小売業」の表示は第３５類で認められる。

具体的には "the bringing together, for the benefit of others, of a (商品名) (excluding the transport thereof), enabling customers to conveniently view and purchase those goods(他人のために「各種商品」を揃え(運搬を除く)、顧客がこれらの商品を見て、購入するための便宜を提供すること)”のように記載する。

（３）商標

・立体商標は登録可能。

・音、臭いの商標も登録可能。

・団体商標、証明商標ともに登録可能。

（４）登録商標、出願商標のデータベース

英語で特許庁 HP に掲載され、何人もアクセス可能。

２．出願手続

（１）出願時に必要な書類及び情報

①願書　・出願人の氏名、名称、住所

・登録を受ける商標(見本)　　標準文字制度がある。

・商品、役務の表示(包括表示は認められない※)

・優先権主張(最先の出願情報)

※たとえば第２５類の包括表示は認められてきたが、一般に包括表示について特許庁は不明確或いは広すぎると判断する。従って商品／役務をある程度特定して表示することが必要。

②委任状(公証は不要、追完可能)

③優先権書類は提出不要

④出願時には使用宣誓書は不要。

⑤公証は不要。

（２）オンライン出願可能。

（３）外国語出願が認められる。

（４）シリーズ商標(商標の本質的部分が類似で識別性のない部分のみが相違する複数の商標)の出願も可能。

（５）団体商標・証明商標も保護される。

３．審査

（１）方式審査と実体審査を行い、実体審査では絶対的拒絶理由と相対的拒絶理由を審査する。

（２）補正

・時期　実体審査中に自発的に行うことができる。

・内容　出願時の商品／役務の減縮のみ認められる。

商標の補正は、明確な誤記等で商標の同一性に影響を与えない範囲で、または審査官の指令にしたがうかたちであれば認められる。

（３）拒絶対応期間

拒絶査定から４ヶ月以内に応答する。(申請により延長可能)

・コンセント制度がある。

コンセントの提出は一般的には認められるが、コンセントによる拒絶解消は当局の裁量による。

コンセントレター／アグリーメントには、コンセントを与える商標所有者のレターヘッドに出願人の商標と出願番号、登録を求める商品／役務を記載する。(公証は不要)

・ディスクレーマーは任意に行い、審査官から求められることはない。

（４）公報掲載

・実体審査後、商標は公報に掲載される。(公告)

・公報発行から２ヶ月間は異議申立が可能となる。

（５）拒絶査定に対する不服申立は決定受領後**２８日以内**に高等裁判所に提訴可能。

高等裁判所へ不服申立する前に特許庁登録局へヒアリングを求めることができる。

(6)マドプロ出願と国内出願では審査内容に差がない。

４．登録

（１）存続期間は出願日から１０年。

（２）１０年毎に更新可能(期間満了前３ヶ月以内に出願)

更新手続きに書類は不要。(使用証明は不要)

実体審査はなされない。

５．権利範囲

他人が同一又は類似商標を同一又は類似の商品／役務に使用することを排除できる。

６．その他

（１）不使用取消制度

取消請求がなされる前５年の継続的不使用登録商標に対し第三者が請求できる。不使用取消請求がなされた場合、登録維持するためには商標所有者または使用権者が商標をシンガポールで取引上使用していることを証明する書類、例えば販売／宣伝資料、広告資料、売上送り状等を提出する。不使用に正当な理由があれば取消を免れる。

（２）外国出願人の留意事項

出願後は商品区分の変更や指定商品／役務の他区分への移行は認められない。従って、出願前に指定商品／役務の商品区分の選択について慎重に検討することが重要。

(3)権利者は登録商標を使用していると推認される。

(4) ライセンス契約を締結すると特許庁への登録が求められるが強制ではない。

(5)現在商標法の改正予定なし。

(6)最近の注目すべき判決

***Amanresorts Limited and Another v Novelty Pte Ltd* [2008] 2 SLR 32: [2007] SGHC 201**

模倣品対策

I．税関による水際措置又は境界措置（侵害物品の通関保留措置）

（１）模造品の輸出入に関して適用される法律又は改正法

特許法

商標法（第３３２章）（以下“法”という。）

意匠法には該当する条文がない。

（２）税関部門での差し止め対象となる輸出入商品の種類

商標について

(a)　問題になっている登録商標と同一又は類似の標章が付いている物品又は問題になっている登録商標と同一又は類似の標章が付いている包装の物品。但し、該商標の所有者/ライセンシーが、税関長に対して、所定の情報を書面で提出する届出をした場合。（法のセクション８２参照。）

(b)　税関吏は、合理的理由で模造品の疑いをかけた、シンガポールへ輸入/シンガポールから輸出されるすべての物品を押収することができる。（法のセクション９３A参照。）

（３）通関保留手続の概要

特許について

差し止めについては、仮処分、または、侵害であるとの裁判所の決定を得ると、行なうことができる。

商標について

(a) セクション８２により、“異議申立人”登録商標の所有者/ライセンシー（以下、“異議申立人”という）は、税関長に対して、書面で、該商標に対して侵害物品である物品の輸入が予想されることを記載し、十分な情報を提供することができる。記載内容は、

(i)　物品の特定；

(ii)税関長が確認できるように、該物品が輸入されることが予想される時間と場所；

(iii)　該物品が侵害物品であることを税関長が納得するため；

(iv)　“異議申立人”がこの輸入に異議を唱えていることを記載。

(b)　セクション８２の書面による届出は、当該届出がなされた日から６０日有効である。この期間中は、税関吏は、前記商標と同一又は類似の標章が付いている物品又は前記商標と同一又は類似の標章が付いている包装 の物品を差押えることができる。

(c)　セクション８２により、税関長は異議申立人に以下のことを要求できる。

(i)　物品の差押の結果発生する可能性のあるすべての債務又は費用を、政府に払い戻しするためおよび、このような差押に起因して法廷が命じる可能性のあるすべての補償金を支払うのに十分な金額を税関長に預けること；

(ii)　このような債務又は費用およびこのような補償金の支払いに対して、政府に払い戻しをするための担保を提供すること。

(d)　セクション９３Aにより、税関吏は、合理的理由で模造品の疑いをかけた、シンガポールへ輸入/シンガポールから輸出されるすべての物品を押収することができる。

(e)　法のセクション８２又はセクション９３Aによる物品差押の際、差押えた物品を安全な場所へ持って行き、税関長は、輸入業者（セクション８２の場合）又は輸入業者/輸出業者/荷受人（セクション９３Aの場合）および異議申立人に対して、前記物品を特定して差押えた旨を記載した書面による通知をしなければならない。

(f)　押収した物品を輸入業者（セクション８２の差押の場合）又は輸入業者/輸出業者/荷受人（セクション９３Aの差押の場合）に戻さなければならない。但し、下記の場合を除く。

異議申立人が、

(i)　差押えた物品に関する侵害訴訟を起こし；

(ii)　税関長に対して、侵害訴訟を起こしたことを記載した書面による届出を行い；

(iii)　侵害訴訟を起こしてから３週間以内に、前記差押えた物品の解放を阻止する旨の法廷の命令を得た場合。

(4)　保留申告するのに必要な情報と書類

特許について

情報としては、実質的な内容が求められる。

そして仮処分決定書、または、侵害であるとの裁判所の決定を得た二種類の書類の提出が求められる。

商標について

(a)　商標（境界措置）規則の別表に記載のフォームの届出；

(b)　書面による届出に記載の事項は真実であるとの法定宣言書；

(c)　２００シンガポールドルの手数料；

(d)　届出に特定された登録商標に関する登録証明書のコピー；
(e)　該登録商標の登録は、常に、正しく更新されていることの証拠；
(f)　該登録商標の所有者又はライセンシーの代理人である者によって届出がなされた場合、届出をしたその人の権限の証拠；
(g)　税関長が要求があった場合、要求された更なる情報と証拠。

(5)　これらの事項に関する問合せ先

エラチャン事務所がサポート可能
及び　税関　Tel:　+65 6355 2000
Website:　www.customs.gov.sg

ＩＩ．模倣に対する刑事的救済
（１）　刑事罰の種類および内容

特許について
特許権侵害は刑法で規定されていない。

商標について

商標の偽造（法のセクション４６）
１０万シンガポールドルを超えない罰金又は５年を超えない期間の禁固又は、罰金と禁固の両方。

物品とサービスへの商標の不正適用（法のセクション４７）
１０万シンガポールドルを超えない罰金又は５年を超えない期間の禁固又は、罰金と禁固の両方。

商標を偽造するための又は物品およびサービスへ商標を不正に適用するための商品を製造又は所有（法のセクション４８）
１０万シンガポールドルを超えない罰金又は５年を超えない期間の禁固又は、罰金と禁固の両方。

不正に適用された商標が付けられた物品を、貿易又は製造目的で、輸入/販売/提供又は販売のために展示/所有すること（法のセクション４９）
不正に適用された商標が付けられた物品又はもの１個につき、１万シンガポールドルを超えない罰金（総額で１０万シンガポールドルを超えない）又は５年を

超えない期間の禁固又は、罰金と禁固の両方。

<u>意匠について</u>
登録意匠の侵害を犯罪とする特定の規定はない。

刑罰としては、
・登録簿に言及する物を提出した，提供した，又は証拠として提出又は提供させた者は，記載又は場合により物が虚偽であると知っている又はそう信じる理由がある限り，有罪とし，50,000 ドル以下の罰金若しくは 5 年以下の禁固又はその両方に処する。
意匠法６５条

・自己が有償で処分する物品に適用された意匠がその物品に関して登録済である旨の虚偽の表現をする者は，有罪とし，10,000 ドル以下の罰金若しくは 12 月以下の禁固又はその両方に処する。意匠法６６条

(2)　刑事罰を課するための要件

<u>商標について</u>
<u>商標の偽造（法のセクション４６）</u>
登録商標の所有者の同意なしに、以下に述べる行為を行った者は、該登録商標を偽造したとみなす。
(a)　登録商標と同一又は騙すことを意図したよく似た標章を作ること；
(b)　変更、付加、削除、部分的除去であれ、他の方法であれ、本物の登録商標を変造すること。

所有者との同意があったことの立証責任は被告人が負う。
しかし、商標の所有者も、被告人が悪意で偽造を行なったことを証明する必要があり、それは、合理的疑いを超える程度に証明されなくてはならない。

<u>物品およびサービスに商標を不正に適用すること（法のセクション４７）</u>
以下に述べる行為を行った者は、物品又はサービスに登録商標を不正に付したと

みなす。

(a)　登録商標の所有者の同意なしに、その物品又はサービスに、該商標に間違われる可能性のある商標又は標章を付すること；

(b)　物品に適用した場合、その物品が該商標の所有者又はライセンシーの純正の物 品でない場合。

商標を偽造するための又は物品およびサービスへ商標を不正に適用するための商品を製造又は所有（法のセクション４８）

商標を偽造又は商標を物品およびサービスに不正に適用するために又はそれらの過程で、使用されたか、使用されることになっている商品であることを知りながら、又はそう信ずべき理由があるとき、以下に述べる行為を行った者は、法的責任がある。

(a)　前記商標に間違われる可能性のある登録商標又は標章のコピーを作るのに専用に作られた又は適した商品を作る行為； 又は、

(b)　このような商品を所有、保管又は管理する行為。

不正に適用された商標が付けられた物品を、貿易又は製造目的で、輸入/販売/提供又は販売のために展示/所有すること（法のセクション４９）

故意でなく行ったか又はこのような犯罪を犯すことに対しすべての妥当な予防策をとっていた場合以外は、上記の各行為に対して責任がある。

意匠について

登録意匠であると偽って表示する、若しくは、偽って登録簿に記載させようとする、若しくは登録簿に記載されたコピーであると偽称することは犯罪を構成する。

(3)　刑事訴訟手続の概要

典型的な刑事訴訟裁判では、所有者/ライセンシーは、侵害行為の調査を行い、その後、収集した証拠に基づいた調査令状を下級裁判所に求める。所有者/ライセンシーの代理人（例えば、弁護士や従業員）は、警察と一緒に、裁判所が許可した調査令状を執行して、模造品を差押えて、次に、差押えた模造品を警察の保管所に保管する。

そして、差押えた物品を点検し、それらが模造品であることを確認する。このことが確認されると、所有者/ライセンシーは、摘発したいずれの犯罪に対しても、関

係者を告訴する許可を、検察官に対して求める。

検察官によって告訴許可が認可されると、所有者/ライセンシーは、関係する被告人たちに対して、非公開の出頭命令を出すことを下級裁判所に求める。

非公開の出頭命令が出ることが、正式な刑事訴訟の始まりを示し、法廷で述べられる出頭日が決定し、通常の刑事訴訟のプロセスが進められる。このプロセスは、通常、被告人又は被告人の告訴で被告人の弁護士による陳述、審理前の会議などが含まれる。 刑事訴訟は差押日から６ヶ月以内に始められなければならない。さもなければ、物品は差押えられた人へ返される。

被告が罪状を認めるならば、法廷は、被告から抗弁を受け、有罪を宣告し、被告に判決を下す日を決定する。もし、被告が罪状を認めず、審理を請求するならば、審理日が決定される。

(4)　刑事訴訟手続の概要

(a)　告訴権者の適格要件

告訴権者は、権利者又は適正な権利/許可を有するライセンシーによって正式に権限を与えられていなければならない。

(b)　告訴期間

差押の日から６ヶ月。また、所有者/ライセンシーが、検察官に告訴許可を求める期限は、差押日から３ヶ月である。

(c)　告訴状の書き方および委任状

司法長官が検察官となり、すべての刑事告発と訴訟の規制と指揮を行なう。

しかし、私人訴追では、特定の法律事務所が司法長官宛に書類を作成し、司法長官の機関に代わって訴追を遂行することの許可を求めることがあります。

(5)　上記の事項に関する連絡先

エラチャン事務所がサポート可能

III.　民事事件

(1)　民事訴訟の対象となる侵害行為の種類

商標権、意匠権及び特許権の侵害が対象となる。

別添資料にある条文が侵害を定義している。

登録商標の侵害になる行為

法のセクション２７（１）とセクション２７（２）により、民事請求を引き起こす登録商標の侵害となるのは、以下に述べる場合である。

(a)　商標の所有者の同意なく、貿易中に、登録商標に係わる物品又はサービスと同一な物品又はサービスに関して、該商標と同一の標章を使用する場合；

(b)　商標の所有者の同意なく、登録商標に係わる物品又はサービスに類似する物品又はサービスに関して、該商標と同一の標章を使用する場合；

(c)　商標の所有者の同意なく、同一/類似する物品又はサービスに関して、該商標に類似するを標章を使用する場合。

法のセクション２７（３）により、周知の登録商標の侵害となるのは、以下に述べる場合に、該商標の所有者の同意なく、貿易中に、類似しない物品又はサービスに関して、該商標と同一/類似する標章を使用する場合。

(a)　それらの物品又はサービスに関して該商標を使用することが、それらの物品又はサービスと所有者との関連を示す場合；

(b)　この使用のために、公衆の側で、混同するおそれがある場合；

(c)　この使用によって、所有者の利益が損なわれる恐れのある場合。

標章の使用

侵害となる上記の行為のためには、標章の使用には、以下の場合が含まれる。

(a)　物品又は包装へ適用すること；

(b)　次の行為のため標章を付けて、物品を提供又は物品の販売のための展示を行うこと、物品を市販し、又は保管すること、又は、標章のもとで、サービスを提供/供給すること；

(c)　標章を付けて、物品を輸入したり、輸出すること；

(d)　インボイス、ワインリスト、カタログ、ビジネスレター、ビジネスペーパー、価格表又は他の商業文書であって、いかなる媒体でもこのような文書すべてを含めて、標章を付けて使用すること；

(e)　広告で標章を使用すること；

(2)　救済措置

禁止命令、引き渡し若しくは侵害品の破壊命令、損害賠償、利益の報告及び特許が有効であり、侵害された旨の宣言

救済措置の種類

セクション３１により、可能な救済措置の種類には、差し止め命令、損害賠償、利益の評価、又は法のセクション３１（５）による法定損害賠償がある。差し止め命令を除いて、救済措置の種類は、互いに排他的である。但し、法廷がすべての損害賠償を認めるのであれば、損害賠償を算出するとき、考慮に入れなかった侵害による一切の利益の評価も行うように命ずる場合を除く。

更に、物品又はサービスに関して偽造商標の使用することに係わる侵害の場合にのみ、法定損害賠償が有効である。

認められる法定損害賠償は、

(a)　偽造商標が使用されている各種の物品又はサービスに対して、１０万シンガポールドルを超えず；

(b)　このような侵害による実際の損失が１００万シンガポールドルを超えることを原告が証明しない限り、総額１００万シンガポールドルを超えない。

更に、法廷は、以下のことを命ずることができる。

(a)　セクション３２（１）により、侵害者の所有、保管、又は管理下にある、侵害する物品、材料、又は商品の違反標章を消去、削除、又は除去すること、又は、このような消去、削除、又は除去が合理的理由により実行可能でない場合、該侵害する物品、材料、又は商品を破棄すること；

(b)　セクション３２（３）により、侵害者の所有、保管、又は管理下にある偽造物品を、破棄のために法廷が指示した者に引き渡すこと；

(c)　セクション３４による該物品の破棄、又は法廷が適切と判断した者への引き渡しの命令がでるまで、セクション３３により、侵害者の所有、保管、又は管理下にあるか、又は、法廷にある、侵害する物品、材料、又は商品を原告に引き渡すこと。

(3)　請求要件

<u>特許について</u>
特許は有効である必要がある。

<u>商標について</u>
商標法２７条において侵害についての要件が規定されている。

第 27 条 登録商標の侵害となる行為
(1) ある者が，商標の所有者の同意なく，商標が登録されたものと同一の商品又はサービスに関連して，商標と同一の標識を業として使用する場合，その者は登録商標を侵害するものとされる。
(2) 次の理由のために公衆の側に混同を生じる虞が存在する場合は，商標の所有者の同意なく，業として当該標識を使用する者は，登録商標を侵害するものとされる。
(a) 標識が商標と同一であり，かつ，商標が登録されたものと類似の商品若しくはサービスに関連して使用されていること，又は
(b) 標識が商標に類似し，かつ，商標が登録されたものと同一の若しくは類似の商品若しくはサービスに関連して使用されていること
(3) ある者が次の場合は，シンガポールで著名な登録商標を侵害するものとされる。
(a) 商標の所有者の同意なく，商標が登録されたものと類似しない商品又はサービスに関連して，商標と同一の又は類似の標識を業として使用する場合
(b) その商品又はサービスに関連する商標の使用が，その商品又はサービスと当該所有者との関係を示す場合
(c) かかる使用を理由に，公衆の側に混同を生じる虞が存在する場合，及び
(d) かかる使用により当該所有者の利益が損なわれる虞がある場合

<u>意匠について</u>
第三者が権原無く登録意匠を実施すると侵害となる。

(4)　原告の適格要件

<u>所有者</u>

登録商標の所有者は、所有者の利益に影響を与えるいかなる事項に関しても、侵害訴訟を起こすことができる。

ライセンシー

ライセンシーは、（ライセンシーの実施権又はライセンシーの利益が得られる実施権で別途規定がある場合を除き）登録商標の所有者に、このような侵害訴訟を起こすように要求する権利を有する（法のセクション４４（３））。所有者が、要求から２ヶ月以内に侵害訴訟を起こすことを拒否又は怠る場合、ライセンシーは自分が所有者であるごとくライセンシー自身の名前で訴訟を起こすことができる（法のセクション４４）。

専用実施権者

専用実施権の規定に、専用実施権者が、実施権許諾後に発生する事件に関し、実施権が譲渡されたものであるかのように所有者と同じ権利および救済措置を有することが規定されている場合、専用実施権者は、実施権の規定に従って、所有者以外のいかなる者に対しても専用実施権者自身の名前で侵害訴訟を起こす権利を有する（法のセクション４５）。

(5) 民事訴訟手続の概要

民事訴訟審理は高裁にて行なわれる。

手続は他の民事請求と実質的に同じである。原告は初めに召喚状および訴状を提出する。召喚状は、訴状なしに提出し送達することができる。召喚状は提出と同時に送達する必要はなく、６ヶ月間有効であり、一定の基準が満たされていることを条件に有効期間を延長できる。

被告は、召喚状の送達を受けてから８日以内に出頭するものとする。被告が出頭しない場合、原告は出頭不履行の判決を求めることができる。

原告が召喚状と共に訴状を送達しなかった場合、原告は召喚状の送達後の任意の時に、但し、（もし被告が出頭したならば）被告が出頭した日から１４日以内に、訴状を送達しなければならない。

被告は、訴状の送達から１４日以内に抗弁を原告に送達しなければならない。被告が反訴する場合、この抗弁は反訴を伴うことができる。

必要な場合、原告は、抗弁の送達から１４日以内に抗弁に対する答弁を送達しなければならない。被告が反訴する場合、原告は、（反訴について答弁する意思が

あるならば）反訴に対する答弁も送達しなければならない。原告が答弁と反訴に対する答弁の両方を送達する場合、それらは同じ書類に含めなければならない。原告の答弁と反訴に対する答弁は、被告の抗弁と反訴（もしあれば）の送達から１４日以内に被告に送達しなければならない。

答弁又は反訴に対する答弁の後の弁論は、法廷の許可なしには送達することができない。最後の訴答の送達後２週間が経過すると、弁論手続は終了したものとみなされる。

弁論手続が終了すると、審理前の会議が適宜開かれる。事件が解決しない場合、又はその反対に解決する場合、原告は事件を公判に付す指令の要求を提出しなければならない。原告が事件を公判に付さない場合、被告は訴訟を公判に付すこと、又は法廷に訴訟の不追行により訴訟を棄却することを求めることができる。

上記説明は民事訴訟手続の概要であり、特にどちらかの当事者により提出されることもある中間申請から生じる各訴訟の個々の状況により異なる。上記スケジュールも、予想外の法廷の命令の影響を受ける。

(6) 裁判所に提出すべき書類その他の必要情報

民事訴訟を提起するにあたり原告は弁護士に訴訟代理を委任する。
弁護士は訴訟を始めるにあたり必要な情報を原告に要求する。

提出する情報と書類は、訴訟の種類によってさまざまであり、いまこの場において有用なかたちで情報を提供できない。

各事件の状況に依存する。しかし、訴訟が登録商標に基づくものである場合、最低限、商標に関する法的手続のための証明書を商標登録簿から得なければならない。

(7) 裁判管轄権

商標侵害に対する民事請求は、シンガポール高等法院に起こすべきである。しかし、適切と思われる場合には、当事者は下級裁判所法のセクション３７により事件を地方裁判所に移すこと求めることができる。

(8) 上記の事項に関する連絡先

エラチャン事務所（Ella Cheong Spruson & Ferguson）がサポート可能

その他連絡先
Supreme Court of Singapore
General Enquiries Line: +65 6336 0644
Email: *Supcourt_QSM@supcourt.gov.sg*
Website: *http://app.supremecourt.gov.sg*
The Subordinate Courts of Singapore
General Enquiries Line: +65 6435 5913
Website: *http://app.subcourts.gov.sg*

Ⅳ　仮処分

provisional disposition は *interlocutory injunction* と理解したうえで、以下述べる。

(1)仮処分の要件

要件は規定されていない。仮処分の申請を受けた裁判官の裁量によるところが大きい。
一般的にいえば、提出書類には、侵害がなされており、可能であれば、成立する旨の、十分な情報が記載されている必要がある。
相手方からの防御方法が提出されなければ、仮処分、アントンピラー命令若しくはマレヴァ型差止命令がなされる可能性があるが、商標法及び意匠法には仮処分についての規定がない。

(2)仮処分の審理

仮処分の申請は、宣誓供述書を提出したうえでなされる召喚を通じて、法廷で行なわれる。
提出された証拠を基に、申請を認めるかどうか裁判官が決定する。
申請者が必要な情報を収集し、高裁に申請する。
そこから先の手続については審理を担当する裁判官による。
一般的にいえば、仮処分決定から短期間に、侵害についての訴訟が提起される。
おそらく一週間から二週間以内に。

(3)　上記の事項に関する連絡先

エラチャン事務所（Ella Cheong Spruson & Ferguson）がサポート可能

その他連絡先
Supreme Court of Singapore
General Enquiries Line:　　+65 6336 0644
Email:　*Supcourt_QSM@supcourt.gov.sg*
Website:　*http://app.supremecourt.gov.sg*
The Subordinate Courts of Singapore
General Enquiries Line:　　+65 6435 5913
Website:　　*http://app.subcourts.gov.sg*

Ｖ．不法物品の差押

(1)差押の要件

特許について
救済方法として、侵害を構成した物品、侵害品と密接不可分に構成されている物品若しくは、侵害品の製造において重要度の高い材料や道具等の引渡し若しくは破壊が命令される。

商標について
差押の前に、問題の商品が実際に侵害を構成しているのかどうかにつき、調査及び当該商品の試験的な購入を行なうことが推奨されます。
商標法８２条に基づき、差押は通知書を作成した税関職員により実行することができます。また、犯罪調査局の警察官によっても差押が行なわれる。

意匠について
差押は犯罪調査局の警察官によっても差押が行なわれる。

(1)　差押の要件

物品を差押できる方法には、４つの異なる方法、すなわち、(i)刑事訴訟手続における調査令状、(ii)民事訴訟手続の一部としてのアントン・ピラー命令、(iii)法のセクション８２によるもの、および、(iv)法のセクション９３Aによるものがある。法のセクション８２および９３Aについては既に第Ｉ部で取り扱ったので、それらについてはここではコメントしない。

法のセクション５３Aにより出された調査令状により、物品を差押えることができる。この差押えられる物品は、法のセクション４６、４７、４８、又は４９による違反の対象となるものでなければならない。更に、調査令状により、適切と思われる場合には、上記セクションのいずれかによる違反に使用された材料又は商品、および上記セクションのいずれかによる違反がなされた証拠である文書の差押も認められる。上記商品のいずれかが敷地内又は乗り物（すなわち、自動車）にあると疑うことに合理的な理由があるという情報を、宣誓した上で法廷に提供すると、調査令状は許可される。

侵害物品を含む民事上の不法行為の証拠を保全することを目的として法廷によって一方的に出される命令であって、本質的に中間命令であるアントン・ピラー命令によっても、物品を差押えることができる。被告に通知がされない理由を説明し、以下のことを十分に示す事実を記載する宣誓供述書により裏付けられる一方的召喚状により、アントン・ピラー命令の申請は行われる。

(a)　侵害していることの非常に強い一応の証拠があるケースである；

(b)　被告が有罪を示す文書又は材料を所有している明らかな証拠がある；

(c)　当事者間の訴訟の前に、被告がこれらの文書又は材料を破棄する現実の可能性がある。なお、証拠の裏付けのない単なる主張又は申立てでは、十分ではない。

アントン・ピラー命令の申請を裏付ける宣誓供述書は、すべての関係のある事実を完全かつ率直に開示するものでなければならない。アントン・ピラー命令は、被告が被る損害を原告が保証する場合にのみ許可される。

(2)　差押手続の概要

<u>特許について</u>

特許侵害に関する差押の手続についての有用で手短なアウトラインの資料となる先例はないようである。

<u>商標について</u>

調査したところ問題の物品が実際に違法、偽造若しくは侵害であると判明した場合、刑事訴訟法に従い、捜査令状を得ることができる。
当該捜査令状によって、警察官は建物に侵入し、令状に記載された物品、材料や書類を調査、差押若しくは運搬する権限が与えられる。
差押物品等は保留地に移され税関長により管理される。

<u>意匠について</u>

特定の規定は存在しないが、当該物品が破壊されたり運び去られるようなことがないような措置がとられる。アントンピラー命令が裁判所によって出されると思われる。

法のセクション５３Ａによる犯罪調査令状の場合、所有者/ライセンシーは、人に、調査令状を出すことを求めて下級判事の前で申立てを行う権限を与えなければならない。これがなされると、下級判事は適切な条件で調査令状を出すことを命じ、次に、所有者/ライセンシーの代理人の付き添いのもとで、警察が調査令状を得て執行する。

アントン・ピラー命令の場合、所有者/ライセンシーは、上記のように、上記基準を満たす宣誓供述書によって裏付けられた一方的召喚状を提出しなければならない。法廷が適切な命令を出すと、原告はその命令を得て、続いてその命令を送達して執行する。原告は、アントン・ピラー命令を執行する際に、アントン・ピラー命令をどのように執行しなければならないかについての非常に包括的な指針を記載する１９９５年の最高裁判所訴訟手続指令第１号に従わなければならない。これらの指針は、執行を監督するのに必要な経験を有する中立の弁護士を立てることを含む。

(3)　上記の事項に関する連絡先

エラチャン事務所（Ella Cheong Spruson & Ferguson）がサポート可能

VI.　証拠の保全

(1)　証拠保全手続の概要

特許について

シンガポールにおいては、証拠に関するコモンローが適用されます。おわかりのように、この質問状との関連でいえば、コモンローの概略を示すことは非実用的である。

商標について

侵害品または偽造商品の形で押収された証拠は、
a.　政府に没収され（輸入者の同意と書面での通知がある状況で）、そしてその後明文の規則または司法長官の決定にしたがい処分される。
b.　相手方が引き渡しに同意した場合、若しくは、物品の保持期間の満了までに、相手方がそれらの物品に関して法的手段を行なわなかった場合、又は、相手方が司法長官に対し、法的手段を行なった旨の書面での通知を与えなかったならば、それらの物品は輸入者に引き渡されます。

意匠について
関連する規定として　意匠法４０条及び４１条がある。

第 40 条 引渡し命令
(1) 登録意匠の侵害訴訟手続の被告が，
(a) 当該意匠に関連する侵害物品，又は
(b) 主として侵害物品を作るために使用される物で，被告が侵害物品を作るために使用していることを知っている又は使用することを知るに足る十分な理由があるもの，
を所有している場合，裁判所は，第 36 条に基づき付与される救済に加えて，当該物品又は物を原告に引き渡すよう命令することができる。
(2) 裁判所が第 41 条に基づく命令を下す，又は下す理由があると裁判所がみなす場合を除き，如何なる命令も本条に基づいて下すことができない。
(3) 本条に基づき下される命令の履行において何れかの物品又は物が引き渡された者は，第 41 条に基づく命令が下されないときは，同条に基づいて命令が下される又は命令を下さないという決定があるまで，これを留保する。
(4) 本条及び第 41 条において，登録意匠に関して，その意匠又はそれと実質的に変わ

らない意匠が物品に適用されており，かつ，次の場合はその物品は「侵害物品」である。
(a) 意匠の物品への適用が当該意匠の侵害であった場合
(b) 意匠を侵害するような方法で，物品がシンガポールに輸入される場合，又は
(c) 意匠を侵害するような方法で，物品がシンガポールにおいて販売され，賃貸され，又は販売若しくは賃貸のために申し出され若しくは陳列される場合

第 41 条 処分命令
(1) ある侵害物品又は物が第 40 条に基づき下された命令の履行において引き渡された場合，次のことを求める申請を裁判所に行うことができる。
(a) 裁判所が適当とみなす者にそれを破棄させるか，没収させる命令，又は
(b) その命令を下すべきでないとする決定

(7) 裁判所が，本条に基づき如何なる命令も下すべきでないことを決定した場合，引渡し前に当該物品又は物を所有していた者は，その返還を受ける権利が与えられる。

差押が犯罪調査令状によりなされる場合、差押えた商品を警察の保管所に保管する。差押がアントン・ピラー命令によりなされる場合、原告は差押えた商品の保管/保存の手配を行い、証拠の完全性を保証するように気を付けなければならない。差押がシンガポール税関によってなされる場合、税関は法に従って証拠を保管する。

(2) 証拠保全の請求

輸入者等に対する引渡しを禁ずる裁判所による決定を得る必要がある。

(3) 上記の事項に関する連絡先

エラチャン事務所（Ella Cheong Spruson & Ferguson）がサポート可能

VII. 上訴

第一審の特許侵害決定に起因する不服申立として訴えが認められる。
民事事件については、下級裁判所若しくは高等裁判所の決定に不服がある者は、高等裁

判所か控訴裁判所に訴えを起こすことができる。
特許庁のいかなる判断、決定等に対する訴えは、庁での上級部門に対してなすことができる。
訴えに際しては、そうした決定を行なった判断主体による許可は必要ない。
訴えを提起した者は、相手方に対し、指定された日付において裁判所に赴く旨の通知を送付しなければならない。
この訴え通知は、裁判所の判決があってから１４日以内に、若しくは判決文の送達があってから７日以内に送付しなくてはならない。
判決の内容が S$250,000 を上回るものであるならば、不服申立は控訴裁判所に対してなされる。
判決の内容が S$250,000 以下であるならば、不服申立については裁判所の許可が必要となる。
控訴裁判所に対する訴えを続行するために、提起人は上記訴え通知を、判決日若しくは命令がなされた日から１ヵ月以内に提出しなければならない。

(1)　上訴の要件
　　各事件の状況、特に、不服として上訴される事項に依存する。

(2)　上記の事項に関する連絡先
　　エラチャン事務所（Ella Cheong Spruson & Ferguson）がサポート可能。

Supreme Court of Singapore
General Enquiries Line: ***+65 6336 0644***
Email: ***Supcourt_QSM@supcourt.gov.sg***
Website: ***http://app.supremecourt.gov.sg***

情報提供協力者

事務所名： ELLA CHEONG SPRUSON & FERGUSON (SINGAPORE) PTE LTD
住所　　： 152 Beach Road
#30-00 Gateway East
Singapore 189721
電話　　： +65 6333 7200
Facsimile： +65 6333 7222
ｅメール ： mail@ecsf-asia.com

添付資料A

第66条 侵害の意味

(1) 本法の規定に従うことを条件として，ある者がある発明について特許が有効であるときに当該発明に関して当該特許の所有者の同意なしに，シンガポールにおいて次の事柄の何れかを行う場合は，これを行う場合に限り，その者は，当該発明に関する当該特許を侵害することとなる。

(a) 当該発明が製品の場合に，当該人が当該製品を製造し，処分し，処分の申出をし，使用し若しくは輸入し又は処分その他のために保有すること

(b) 当該発明が方法の場合に，当該方法を所有者の同意なしに使用することが当該特許の侵害に当たることを当該人が知っているか，又は状況からみて分別のある者にとってそれが明らかなときに，当該人がシンガポールにおいて当該方法を使用するか又は使用に供すること

(c) 当該発明が方法の場合に，直接その方法により得られた製品を当該人が処分し，処分の申出をし，使用し若しくは輸入し，又は当該製品を処分その他のために保有すること

(2) 本項を留保して，発明の特許の侵害に当たる行為でも，次の何れかの場合はこの限りでない。

(a) 個人的かつ非商業的な目的で行う場合

(b) 当該発明の内容に関する実験の目的で行う場合

(c) 個人用の薬剤を，登録された医師又は歯科医による処方に従って臨時に調合する場合又はその調合した薬剤を取り扱う場合

(d) 一時的若しくは偶発的にシンガポール(その上空及びその領海を含む)に入来したか若しくは通過中の関係のある航空機，ホバークラフト若しくは車両・運搬具の本体内若しくは操縦において製品若しくは方法を使用するか，又は当該関係のある航空機，ホバークラフト若しくは車両・運搬具のために付属品を使用する場合
(e) 関係のある船舶が一時的又は偶発的にシンガポールの領海に入来した際に，当該船舶が必要とする場合に限り，当該船舶の船体又はその機械類，滑車装置，機器その他の付属品に，製品又は方法を使用する場合
(f) (d)にいうようにシンガポールに合法的に入来したか又は合法的に通過中の航空機であって，義務を免除されたものを使用するか，又はその航空機のために部品若しくは付属品をシンガポールに輸入するか，若しくは使用若しくは保管する場合
(g) (3)に従うことを条件として，特許製品又は特許方法により得たか若しくは特許方法を適用した製品であって，当該特許の所有者若しくは同人からライセンスを許諾された者により又はその同意(条件付き若しくは無条件)を得て製造したものを，輸入し，使用し，処分し又は処分の申出をする場合。この目的で，「特許」は，本法に基づいて特許を付与されたものと同一又は実質的に同一の発明に関してシンガポール以外の何れかの国において付与された特許を含み，かつ，「特許製品」，「特許方法」及び「ライセンスを受けた」は，相応に解釈する。
(h) 医薬品の販売承認を求める申請を裏付けるために，当該特許の内容に関して(1)に記載される事柄がなされる場合。
ただし，当該申請を裏付けるために提出されたものが，当該医薬品に関する販売承認の要件を満たす目的以外では，
(i) シンガポールにおいて製造され，使用され若しくは販売されないこと，
また (ii) シンガポール国外に輸出されないこと
(i) シンガポールにおいて，特定の患者による若しくは特定の患者に対する使用のために特許医薬品を輸入し，処分し若しくは処分の申出をする場合，又は次のときに当該医薬品が当該患者により若しくは当該患者に対して使用される場合
(i) 当該医薬品が当該患者による若しくは当該患者に対する使用のために必要とされるとき
(ii) 関係当局が，当該患者による又は当該患者に対する使用のために当該医薬品の輸入を特に承認したとき，
及び (iii) 当該医薬品が当該特許の所有者又は当該所有者からライセンスを受けた者により又はその同意を(条件付き若しくは無条件で)得て製造されたとき(この目的で，「特許」は，同一又は実質的に同一の製品に関してシンガポール以外の何れかの国おいて付与された特許を含み，かつ，「ライセンスを受けた」は，相応に解釈する)

(3) 次の場合は，(2)(g)は，何人か(本項及び(4)において「輸入者」という)による特許

医薬品の輸入には適用されない。
(a) 当該医薬品が，以前，当該特許の所有者により又は当該特許の所有者からシンガポールにおいて当該医薬品を販売若しくは頒布するライセンスを受けている者により又はその同意を(条件付き若しくは無条件で)得た者によりシンガポールにおいて販売又は頒布されたことがない場合
(b) 当該医薬品の輸入者による輸入の結果として，当該医薬品が次の両者間の契約に違反して頒布されることとなる場合
(i) 当該特許の所有者，
及び (ii) 当該特許の所有者からシンガポール国外で当該医薬品を頒布するライセンスを受けている者
(c) 輸入者が(b)にいうことを実際に又は推定で知っている場合
(4) (3)の適用上，輸入者は，所定の事項を記載した通知書を受領した場合は，(3)(b)にいう事項を推定で知っているとみなす。
(5) 疑念を払拭するために，(3)における「特許」には同一の又は実質的に同一の製品に関してシンガポール以外の国で付与された特許は含まれず，「ライセンスを受けた」は，相応に解釈する。
(6) 本条において，(a) 「関係のある船舶」及び「関係のある航空機，ホバークラフト又は車両・運搬具」とは，各々シンガポール以外のパリ条約締約国，又は世界貿易機関加盟国の何れかの国に登録され又は所属する船舶，航空機，ホバークラフト又は車両・運搬具をいい，かつ (b) 「義務を免除された航空機」とは，航空法(Cap. 6)第 5 条が適用される航空機をいう。